

## 第3章 提出書類

## 第1節 提出書類

## I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内容	提出先	提出期限	参照頁
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-1
2	業務工程表	1	1-2	契約書(A)第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書(A)第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内	Ⅶ-前-6
5	照査技術者通知書	1	1-9	契約書(A)第19条の2による	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-9
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内	Ⅶ-前-10
7	主任技術者、管理技術者、 業務責任者、照査技術者、 担当技術者 経歴書 (当初・変更)	1	1-11	該当する本人が記入のうえ提出する。	〃	契約締結後 14日以内 (変更)については 変更後10日以内	Ⅶ-前-11
8	職務分担表	1	1-12	I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-12
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収 税額通知書等により雇用関係が 確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後 14日以内 (変更)については 変更後10日以内	Ⅶ-前-13
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-14
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内 (変更)については 変更後10日以内	Ⅶ-前-15
12	再委託承諾申請書	1	1-16	契約書(A)第16条による。	〃	再委託させようとする とき	Ⅶ-前-16
13	再委託業者通知書	1	1-17	契約書(A)第16条による。	〃	再委託業者 契約締結後 10日以内	Ⅶ-前-17

I 港湾設計等業務委託共通仕様書

14	テクリス登録内容確認書	1	指定②		〃	受注・変更・完了・訂正時速やかに	—
15	業務委託前払金申請書	1	1-18	契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	VII-前-18
16	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-22	受注者及び下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督担当 （契約管財局）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

## I-3-1-2 業務委託実施時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内容	提出先	提出期限	参照頁
1	業務計画書	1	—	打合せ時に要する部数を別途用意すること。	監督所管	契約締結後14日以内	—
2	業務打合せ書	2	2-1	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等ととりかわす書面。	〃	打合せの都度	Ⅶ-中-1
3	身分証明書交付願	1	指定①		〃	交付予定日の7日前まで	—
4	業務月報	1	2-2	毎月の委託内容を記入し半月毎に提出する。	〃	上半月は当月20日、下半月は翌月5日まで	Ⅶ-中-2
5	業務日報／(表紙)	1	2-3	日々の委託内容を記入し検査時に提出する。(担当者から指示があれば提出する)	〃	業務委託完了日	Ⅶ-中-3
6	休日・夜間業務届出書	1	2-4	休日及び夜間に実施する場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間業務前5日まで	Ⅶ-中-5
7	休日・夜間業務実施報告書	1	2-5	休日及び夜間を届出した場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間業務後速やかに、押印のものは後日	Ⅶ-中-6
8	貸与品借用書	1	2-6	契約書(A)第22条による。	〃	引渡しの日から7日以内	Ⅶ-中-7
9	貸与品返納書	1	2-7	契約書(A)第22条による。	〃	貸与品返納日	Ⅶ-中-8
10	貸与品整理表	1	—		〃	貸与品返納後速やかに	—
11	支給品請求書	1	2-8	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	〃	受払い予定日の7日前まで	Ⅶ-中-9
12	支給品受領書	1	2-9	〃	〃	支給品の受払い日	Ⅶ-中-10
13	支給品清算書	1	—	〃	〃	受払い後速やかに	—
14	事故報告書	1	指定①		〃	事故発生時速やかに	—
15	設計変更協議書	2	2-10	設計変更事項が生じた場合に提出する。	〃	変更する必要がある場合速やかに	Ⅶ-中-11
16	設計変更履歴一覧表	1	2-11	設計変更協議書に添付する。(2回目以降)	〃	設計変更協議書提出時	Ⅶ-中-12
17	設計変更承諾書	1	2-12	設計変更契約締結までに実施を必要とする設計変更事項が生じた場合は、本市から設計変更実施指示書を交付するので、これに対する承諾書を提出する。	〃	設計変更指示書を受領後速やかに	Ⅶ-中-13

I 港湾設計等業務委託共通仕様書

18	部分使用同意書	1	指定①	契約書（A）第38条による	〃	同意の提示があった場合速やかに	—
19	履行期間延長協議書	1	2-13	業務委託の実施にあたり、やむを得ない事情により、期限内に完了することが不可能となった場合。	〃	延長の必要が生じた場合。ただし、完了期限 14 日以前	VII- 中 -14
20	業務委託履行遅延報告書	1	2-14	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じるおそれがある場合。	〃	履行遅延が生じる 14 日以前	VII- 中 -15
21	履行遅延届兼業務委託続行願	1	2-15	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じる場合。	〃	履行遅延が生じる 7 日以前	VII- 中 -16
22	誓約書	1	参考 1	履行遅延届兼業務委託続行願に添付	〃	〃	VII- 中 -17
23	議事録	1	参考 2		〃	打合せ事項（議題）があった場合速やかに	VII- 中 -18
24	議事録—2	1	参考 3		〃	〃	VII- 中 -19
25	安全訓練実施報告書	1	参考 4		〃		VII- 中 -20

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

## I-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内容	提出先	提出期限	参照頁
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—
2	納品書	1	3-1	I-1-1-17による。	〃	納品日	VII-完-1
3	照査報告書	1	3-2	I-1-1-8による。	〃	照査完了後速やかに	VII-完-2
4	照査確認シート	1	3-3	照査報告書に添付	〃	〃	VII-完-3
5	部分払(第 回中間)検査願	1	3-4	契約書(A)特約条項による。	〃	希望日の10日前	VII-完-4
6	業務完了通知書	1	3-8	契約書(A)第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8
7	業務委託部分完了通知書	1	3-9	契約書(A)第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9
8	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10
9	請求書	1	3-11	契約書(A)第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11

契約書(A): 土木設計等業務委託契約書

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む